

# 「月報司法書士」の紹介

日本司法書士会連合会 月報発行委員会

## 1. はじめに

貴会の「パテント」誌が通巻で 900 号を迎えられますこと、誠におめでとうございます。発刊に携わられました方々のご尽力に心から敬意を表したいと思います。

さて、私どもの「月報司法書士」は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）が発行する月刊誌です。創刊は 1970 年であり、2022 年 2 月には第 600 号を発刊しました。発行部数は約 28,000 部で、全国約 23,000 名（2023 年 1 月時点）の会員へ配布するほか、法務局や裁判所、消費者センター、図書館、各界有識者、マスコミ等、約 4,800 か所にも毎月お送りしています。

「月報司法書士」の役割は、第一に全国の司法書士会員に対する情報伝達となります。日司連の事業活動の報告や研修会の案内、新規に登録された会員や登録を取消した会員の情報、また最新の法令や実務の周知、新刊図書のお知らせ等があります。

一方で、法律団体の発行する雑誌という側面から、不動産登記・商業法人登記の実務、裁判事務や成年後見制度等の実務に関して、単に技術的な解説ばかりではなく、学説や裁判判例の解説といった広く学究の対象となるような論考を掲載し、大学等の研究機関でも活用いただけることを念頭においています。

また、司法書士法第 1 条で定められる使命規定（その業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与する）を念頭に、憲法問題や人権問題等に関する記事も積極的に取り上げています。司法書士会員がこれらの記事に触れることで広く人権感覚を養い、社会における公益的活動に積極的に参加し、司法書士制度のさらなる発展と社会からの認知度を高めていくことも目的としています。

## 2. 内容

「月報司法書士」は、毎号の特集企画と各種連載等により構成されています。主なコンテンツは下記のとおりです。

### 2. 1 巻頭言

誌面の冒頭を飾る「巻頭言」は、有識者（学者、関連団体長、日司連役員等）に毎号 2 頁の自由な寄稿をお願いしています。2022 年 2 月号から 2023 年 3 月号までは、司法書士制度 150 周年を記念して、特に司法書士制度に造詣が深い有識者に「リレーメッセージ」という形で執筆いただいています。

### 2. 2 羅針盤

2022 年 2 月号から始まった、日司連会長による寄稿のコーナーです。毎号 3～4 頁程度で、テーマは裁判の IT 化や成年後見制度の見直しや司法書士に関連する最新の動向について等です。

### 2. 3 特集企画

「月報司法書士」のメインコンテンツです。毎号、司法書士に関連する時機にあったテーマを設定し、有識者や司法書士を含む実務家等に 4～5 本の寄稿をお願いしています。テーマによっては、座談会やインタビューを行い、

委員が執筆をする場合もあります。

近年の特集企画のテーマは下記のとおりです。登記や裁判事務等の実務的なものと人権や倫理等の権利擁護に関する多角的な視点をもつものとのバランスをとるようにしています。これら特集内容は委員が各自勉強して企画を練り上げる必要があるため、企画書提出まで苦しむこともあります。企画内容については日司連の他の委員会や執行部にアドバイス等をいただくことが多いです。

2020年	
1月号	所有者不明不動産等への対応の現在
2月号	学校と法律
3月号	裁判手続等のIT化を考察する
4月号	近時の法改正
5月号	多様な性を認め合う社会を目指して
6月号	司法書士法改正～新たな使命をもった法律家～
7月号	成年後見制度と民事信託のハイブリッド活用法
8月号	専門職の守秘義務
9月号	男女共同参画の最前線
10月号	ペットの法律問題～人と動物が幸せに暮らすために
11月号	キャッシュレス時代～電子マネーを中心にキャッシュレス化の現状と課題
12月号	SDGsを知ろう
2021年	
1月号	現代的相続考
2月号	印鑑のゆくえ
3月号	東日本大震災から10年 東北をみつめ続けて
4月号	倫理を学ぶ
5月号	新しい人権に関する最近の話題を考えてみよう
6月号	終活を考える
7月号	遺言書作成・基礎の基礎
8月号	新しい働き方と法律
9月号	生活困窮者への支援
10月号	依存症と向き合う
11月号	死後を託す（死後事務委任契約の実際と課題）
12月号	デジタル時代の制度広報
2022年	
1月号	地域共生社会の創造と司法書士の使命
2月号	実践・法人登記の実務
3月号	夫婦関係調整調停手続きを利用する離婚事件の実際と課題～面会交流・養育費
4月号	「自殺」を考える～誰も死に追い込まれない社会をつくるために～
5月号	担保法制の現状と課題
6月号	第三者の目を入れる～公正さの追求～
7月号	司法書士制度150年の歩み
8月号	地方開業が面白い！
9月号	スポーツと法律
10月号	「ひきこもり」を知る
11月号	相続登記義務化等の制度改正と司法書士の使命
12月号	司法書士による社会貢献活動の役割と意義

## 2. 4 その他

上記の他、具体的な実務のポイントとなる連載講座、研修会情報とその報告記事、実務に役立つ書籍の案内、理事会報告、会員の登録・登録取消等を掲載しています。中でも人気のあるコーナーや注目度の高いコーナーをいくつか挙げます。

### ・ The Case File～司法書士駆ける～

司法書士会員が日々の業務の中で取り扱った事例について、4頁程度で紹介してもらっています。成功事例はもちろん、苦勞した点や失敗談も含め執筆しており、実務的で人気の高いコーナーです。

### ・ 付箋

登記業務において、初心者が間違いやすい点や業務の取り扱いなどが変わり留意を払うべきことについて、日司連の委員会等が執筆しています。かつて法務局で補正箇所「付箋」が貼られていたことが、このコーナーの名前の由来です。

### ・ エッセイ・コラム

「月報司法書士」の中でほっとひと息つけるコーナーとして、業務とは全く関係がない内容のものを2頁掲載しているコーナーです。過去には歌舞伎役者、音楽民族学者、世界の台所探検家等に執筆いただいております。現在は住職・ボードゲームジャーナリストの小野卓也氏に「人と人をつなぐボードゲームの世界」というタイトルで連載いただいております。

### ・ 懲戒処分事例の公表

司法書士の懲戒処分事例を公表しています。司法書士の法令違反、会則違反行為に対しては、以前は各地の法務局長により懲戒処分がなされていましたが、現在は法務大臣から処分決定が下されています。登記申請時における申請人の意思確認の懈怠や文書偽造行為等に対して、戒告、二年以内の業務の停止及び業務の禁止の処分が下されます。それらを読んだ司法書士は、いわば他山の石として、自らの業務を振り返る機会になっていると思います。



月報司法書士 2023年2月号

## 3. 編集体制

創刊当初は広報全般を扱う広報委員会で企画・編集作業をしていましたが、毎月の発刊は負担が大きかったため、2001年頃に月報発行委員会が立ち上がり、現在に至っています。月報発行委員会は、委員10人体制で、毎月1回の会議を開催しています。特集記事については、委員が持ち回りで担当しています。月報に寄稿いただく執筆者は外部の機関や学者等研究者が多いため、執筆のご依頼は余裕をもって行うようにしています。そのため少なくとも発行月の7～8か月前には企画書を委員会に提出し、3～4回の協議を経た後、企画内容を確定します。その他


の記事についても同様に発行までのスケジュールを念頭において企画しています。外部の執筆候補者については、委員が独自に書籍等にあたり指名するほか、日司連の役員や他の委員会から候補者を推薦してもらうこともあります。また、法務省等の省庁に依頼をかけることも多いです。執筆候補者には日司連事務局から打診の連絡を取ることがほとんどです。執筆の受諾をしていただいたときは本当にほっとしますが、断られる場合に備えて、第2、第3の執筆候補者を立てていくようにしています。

誌面作りとしては、内容が学術的なものが多くどうしても固い内容になるため、会員に読んでもらえるように見出しや文字のサイズを大きくしたり、写真もできるだけ使用したりするなど工夫し、司法書士実務に直結するような記事も数多く掲載するようにしています。

#### 4. おわりに（「パテント」誌に期待すること）

貴会の「パテント」誌を拝読しましたが、巻頭言から会務報告、特集記事、論考など基本的な構成は「月報司法書士」と似ているように感じました。弁理士の業務は、一般の社会では馴染みが薄いように思われますので、広く市民にも興味を持てる企画内容を望みたいと考えます。一方で、シンクタンクの役割として学術的な論考も数多く掲載され、実務家や研究者の活動にも寄与していただきたいと思います。

（原稿受領 2023.1.19）



## ヒット商品は こうして生まれた!


令和4年  
改訂版

**ヒット商品を支えた知的財産権**

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、[panf@jpaa.or.jp](mailto:panf@jpaa.or.jp) までご一報ください。